

[事案 2019-142] 手術給付金支払請求

・令和2年3月23日 和解成立

<事案の概要>

約款上の手術の定義に該当しないことを理由に支払対象外とされたことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

大腿部軟部腫瘍摘出術を受けたので、昭和62年8月に契約した終身保険にもとづき給付金を請求したところ、約款上の手術に該当しないことを理由として、不支払いとなった。しかし、以下の理由により、手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 大腿部軟部腫瘍摘出術は、筋・腱・靭帯観血手術に該当する。
- (2) 最終病理組織診断名「ガングリオン」は傷病名の範疇であり、診断書には、手術名が「左大腿部軟部腫瘍摘出術」と明記されているのであるから、この手術名で判断すべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 軟部腫瘍摘出術は、良性腫瘍に対する手術であることから、原則として、約款に定める筋・腱・靭帯観血手術には該当しない。仮に、筋・腱・靭帯に及ぶとの追加情報があったとしても、最終病理組織診断がガングリオン（結節腫）であったときは、対象となる手術から除外されているため、いずれにしても手術給付金は支払われない。
- (2) 公平な査定を行うため、事前の診断結果ではなく、最終病理組織診断をふまえて手術給付金に該当するか決定する必要がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、手術時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

審理の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。